

第34回 七飯町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月27日（月）午後1時30分から時分

2. 開催場所 七飯町役場 201会議室

3. 出席委員（14人）

会長	14番	杉村久悦
会長職務代理者	13番	池田泰久
委員	1番	野澤博幸
	2番	平野博章
	3番	神秀子
	4番	澤田雄一
	5番	宮後英子
	6番	宮田学
	7番	小澤大栄
	8番	宮本猛
	9番	千島武
	10番	松田永
11番	小坂寛和	
12番	山川明	

4. 欠席委員（0人）

欠席者 なし

5. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
議案第1号	令和5年3月1日及び3月10日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第3号	農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
議案第4号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第5号	土地の現況証明願について
議案第6号	農地移動適正化斡旋申出について
議案第7号	農地法第3条第2項第5号に定める下限面積（別段面積）の取り扱いについて
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 赤石 旭

事務係長 安藤 美香

事務係 葛西 佐

7. 会議の概要

事務局長 只今より第24期第34回3月総会を開会致します。開会にあたりまして、杉村会長よりご挨拶をお願い致します。

会 長 【会長挨拶】

それでは一般事項とあわせての動向報告を事務局より内容説明願います。

事務局長 【一般事項・動向報告の朗読】

議長 七飯町農業委員会会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。

本日の欠席委員は、おりません。よって、七飯町農業委員会会議規則第6条の規定により、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員に、3番 神秀子 委員、4番 澤田雄一 委員の2委員を指名致します。

お諮り致します。(異議なしの声)

議事録署名委員は、3番 神秀子 委員、4番 澤田雄一 委員をお願い致します。

会期の決定について、会期は今日1日と致します。

お諮り致します。(異議なしの声)

会期は今日1日と致します。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」を上程いたします。事務局より内容説明願います。

事務局 【報告第1号の朗読・説明】

議長 説明が終わりましたので、1件ごと順次皆様方のご意見を賜りたいと思います。

1番については、いかがですか。(異議なしの声)

1番については、異議なしということで、報告済みと致します。

2番については、いかがですか。(異議なしの声)

2番については、異議なしということで、報告済みと致します。

3番については、いかがですか。(異議なしの声)

3番については、異議なしということで、報告済みと致します。

それでは、議案を審議して参ります。議案第1号「令和5年3月1日及び令和5年3月10日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について」を上程致します。事務局より内容説明願います。

事務局 【議案第1号の朗読・説明】

議長 説明が終わりましたので、審議して参ります。よろしくお願います。

1番については、いかがですか。(異議なしの声)

1番については、異議なしということで、決定と致します。

2番については、議事参与の制限により 〇番 〇

〇の退席を求めます。(〇 退席)

2番については、いかがですか。

7番 7番 小澤です。1番と2番のどちらにも言えるのですが、解約となった理由についての情報が事務局の耳に入っているのであれば、お教えください。特段、理由がないのであればないとお答えいただけましたら。

事務局 聞いている限りでは、特段の理由はありませんでした。2番については貸している側も農業者ですので、解約後は自作地とするのだろうと思います。

議長 それでは、再度お諮り致します。

2番については、いかがですか。(異議なしの声)

2番については、異議なしということで、決定と致します。〇番 〇

〇の退席を解き、入室を認めます。(〇

〇 入室・着席)

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」を上程致します。事務局より内容説明願います。

事務局 【議案第2号の朗読・説明】

議長 説明が終わりましたので、審議して参ります。よろしくお願います。

1番については、いかがですか。(異議なしの声)

1番については、異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」を上程致します。事務局より内容説明願います。

事務局 【議案第3号の朗読・説明】

議長 説明が終わりましたので、審議して参ります。よろしくお願ひします。
1番については、いかがですか。(異議なしの声)
1番については、異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を上程致します。事務局より内容説明願ひます。

事務局 【議案第4号の朗読・説明】

議長 説明が終わりましたので、1件ごと順次審議して参ります。よろしくお願ひします。

1番については、いかがですか。(異議なしの声)
1番については、異議なしということで、決定と致します。
2番については、いかがですか。(異議なしの声)
2番については、異議なしということで、決定と致します。
3番については、いかがですか。(異議なしの声)
3番については、異議なしということで、決定と致します。
4番については、いかがですか。(異議なしの声)
4番については、異議なしということで、決定と致します。
5番については、いかがですか。(異議なしの声)
5番については、異議なしということで、決定と致します。
6番については、いかがですか。(異議なしの声)
6番については、異議なしということで、決定と致します。
7番については、いかがですか。(異議なしの声)
7番については、異議なしということで、決定と致します。
8番については、いかがですか。(異議なしの声)
8番については、異議なしということで、決定と致します。
9番については、いかがですか。

7番 はい。7番 小澤です。恐らく、この田については過去に牧草地として使われていたところなのかと思うのですが、先ほどの説明の中で、契約形態としては無償での貸し借りとなる使用貸借とのことでしたよね。議案を見たところ、年額、反当りの金額、利用目的が空欄となっていることが気になりました。詳しい内容をお教えください。

事務局 はい。まず、使用貸借ですので、お金に限らず対価は発生しません。以前までは農業委員会を通さず、相対での貸し借りをしていたそうなの

ですが、それを今回より正式に契約したいということでした。

7 番 これまでもこの方が借り受けて使っていたということなんですか。

事務局 そうですね。ここ数年はこの借受人が耕作をしていたようです。それまでは、別の牛屋さんがやっていたようなのですが、ここだけ飛び地と
なってしまうため、手放したと聞きました。

7 番 よくわかりました。ありがとうございます。

議長 再度お諮り致します。

9番については、いかがですか。(異議なしの声)

9番については、異議なしということで、決定と致します。

10番については、いかがですか。(異議なしの声)

10番については、異議なしということで、決定と致します。

11番については、いかがですか。(異議なしの声)

11番については、異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第5号「土地の現況証明願について」を上程致します。
調査委員は、宮後英子 委員、千島武 委員、山川明 委員の3名です。ど
なたか説明願います。宮田委員。

1 2 番 それでは、12番 山川から1番議案について報告致します。

先般20日、事務局より2名、宮後英子 委員、千島武 委員、私の5
名で現地調査を実施致しました。

【1番議案の朗読】

調査の結果、1番議案については「農採以外」として判断して参りま
した。私からの報告は以上です。

5 番 それでは、5番 宮後から2番議案について報告致します。

【2番議案の朗読】

調査の結果、2番議案については、農採以外として判断して参りまし
た。以上、報告と致します。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長 説明が終わりましたので、1件ごと順次審議して参ります。よろしく
お願いします。

1 番については、いかがですか。(異議なしの声)

1 番については、異議なしということで、決定と致します。

2 番については、いかがですか。

7 番 念のための確認なのですが、私には不自然な形で農地が残っているように見えます。この周辺の土地については既に農地ではなくなっているということなののでしょうか。それとも、申請がなされたのがこの地番だけ、ということなののでしょうか。

議 長 事務局、いかがですか。

事 務 局 周辺の土地についても、農地のままとっております。今回はこの土地を売買したいということで申請がなされました。また、購入後の利用意向も確認したところ、やはり非農地として利用していきたいとのことでしたし、市街化区域内でもあることから非農地とすることが妥当かと考えました。

7 番 たとえば、申請地と一体として利用されているように見える土地も農地なのですか。

事 務 局 今現在は農地として見ています。

7 番 先ほどの話の中で市街化区域内でもあると話しておりましたので、仕方がないんですかね。わかりました。

議 長 それでは再度お諮り致します。

2 番については、いかがですか。(異議なしの声)

2 番については、異議なしということで、決定と致します。

当日の調査委員の皆様、ご苦勞様でした。

次に、議案第 6 号「農地移動適正化斡旋申出について」を上程致します。事務局より内容説明願います。

事 務 局 【議案第 6 号の朗読・説明】

議 長 説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。

いかがですか。(異議なしの声)

異議なしということで、議案第 6 号については決定と致します。

次に、議案第7号「農地法第3条第2項第5号に定める下限面積（別段面積）の取り扱いについて」を上程致します。事務局より説明願います。

事務局 【議案第7号の朗読・説明】

議長 説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。いかがですか。

7番 7番 小澤です。下限面積の撤廃とのことなのですが、1.5ヘクタールという制限がなくなるということは、誰でも農地を求めることができるようになったということですか。

事務局 あくまでも、下限面積というのは要件のうちのひとつでしかありません。その他の要件はこれまで通り残っておりますので、誰でも、というわけではありません。面積の制限がなくなったことで、多少の緩和とはなったかもしれませんが、誰でも農地を持つことができるような法律に変わったわけではないということをご理解ください。

ただ、これまでに新規就農を目指した方の中には、この下限面積要件から断念してきた方が少なからずいらっしゃったことも確かです。

7番 よく言えば、門戸は広がったということですね。

事務局 その通りです。

議長 再度お諮り致します。
議案第7号については、いかがですか。（異議なしの声）
異議なしということで、議案第7号については、決定と致します。

続きまして、その他1番 協議事項 を事務局より説明願います。

事務局長 協議事項は3件でございます。

1件目は、第24期第35回4月総会を令和5年4月26日午後3時00分から開催したいと考えております。

2件目は、土地の現況調査を令和5年4月19日午前9時00分から実施したいと考えております。

3件目は、閉会中の令和5年3月28日から令和5年4月26日までの会長、会長職務代理、各委員の出張承認となります。

議長 説明が終わりましたので、1件ごとに順次協議して参ります。よろし

くお願いします。

1 番については、いかがですか。(異議なしの声)

1 番については、異議なしということで、決定と致します。

2 番については、いかがですか。(異議なしの声)

2 番については、異議なしということで、決定と致します。

3 番については、いかがですか。(異議なしの声)

3 番については、異議なしということで、決定と致します。

次に、協議事項 4 について、事務局より説明願います。

事務局長 【協議事項 4 説明】

議長 説明が終わりましたので、協議事項 4 について協議して参ります。

いかがですか。(異議なしの声)

異議なしということで、協議事項 4 については決定と致します。

次に、協議事項 5 について、事務局より説明願います。

事務局 【協議事項 5 説明】

議長 説明が終わりましたので、協議事項 5 について協議して参ります。

いかがですか。(異議なしの声)

異議なしということで、協議事項 5 については決定と致します。

続きまして、協議事項 6 について、事務局より説明願います。

事務局 【協議事項 6 説明】

議長 説明が終わりましたので、協議事項 6 について協議して参ります。

いかがですか。(異議なしの声)

異議なしということで、協議事項 6 については決定と致します。

その他、事務局より何かありますか。

事務局長 特にございません。

議長 委員から何かありますか。

それでは、以上をもちまして第 2 4 期第 3 4 回七飯町農業委員会総会を閉会と致します。

この議事録は、総会の顛末を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年3月31日

議事録署名委員

神 秀 子

澤 田 雄 一